

5. 災害対策関連法等

■ 災害救助法

災害救助法は、昭和21年に発生した南海地震を教訓に、昭和22年に制定された。災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な補助を行い、被災者の保護と社会の秩序を図ることを目的としている。

○災害救助法の仕組み

●実施体制

災害救助法による応急救助対策は、「被災者の救難、救助その他保護に関する事項」について実施され、具体的には都道府県知事が実施し、市町村長がこれを補助するものである。

●適用基準

- ①滅失した住家の世帯（被害世帯）数が当該被災市町村又はその区域を包括する都道府県の人口に応じ、一定以上の数であること。
(例：人口5000人未満の市町村→30世帯以上)
- ②多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。

●救助の内容

原則として、現物支給等による。

- | | |
|----------------|------------------|
| ①避難所、応急仮設住宅の設置 | ②食品、飲料水の給与 |
| ③被服、寝具等の給与 | ④医療、助産 |
| ⑤被災者の救出 | ⑥住宅の補給修理 |
| ⑦学用品の給与 | ⑧埋葬 |
| ⑨死体の捜索及び処理 | ⑩住居又はその周辺の障害物の除去 |

●強制権の発動

迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

●経費の支弁及び国庫負担

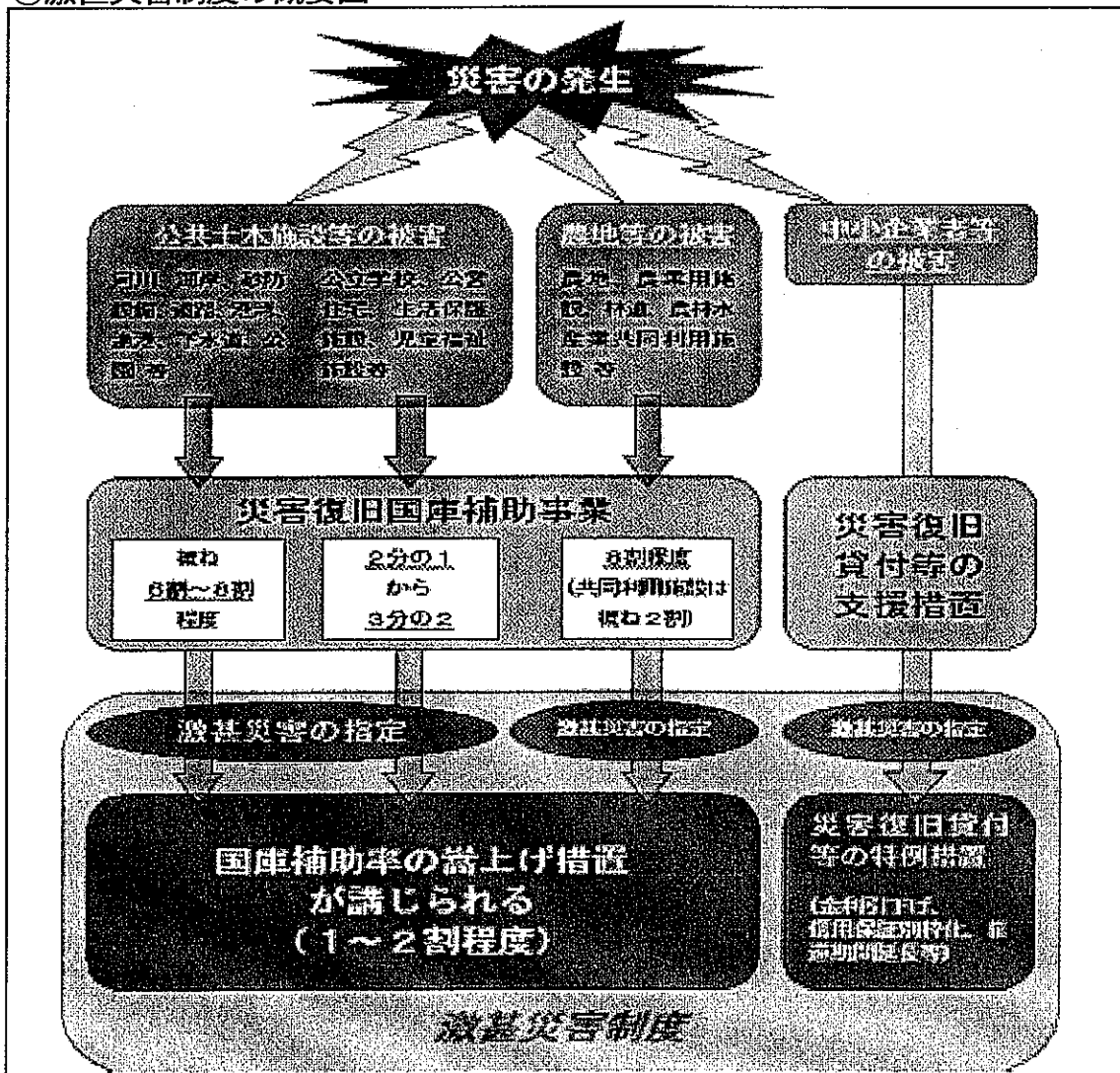
- ①都道府県の支弁：救助に要する費用は都道府県が支払う。
- ②国庫負担：①による費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、1/2～9/10まで負担

■ 激甚災害制度

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和するため、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令を制定し、指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

○激甚災害制度の概要図

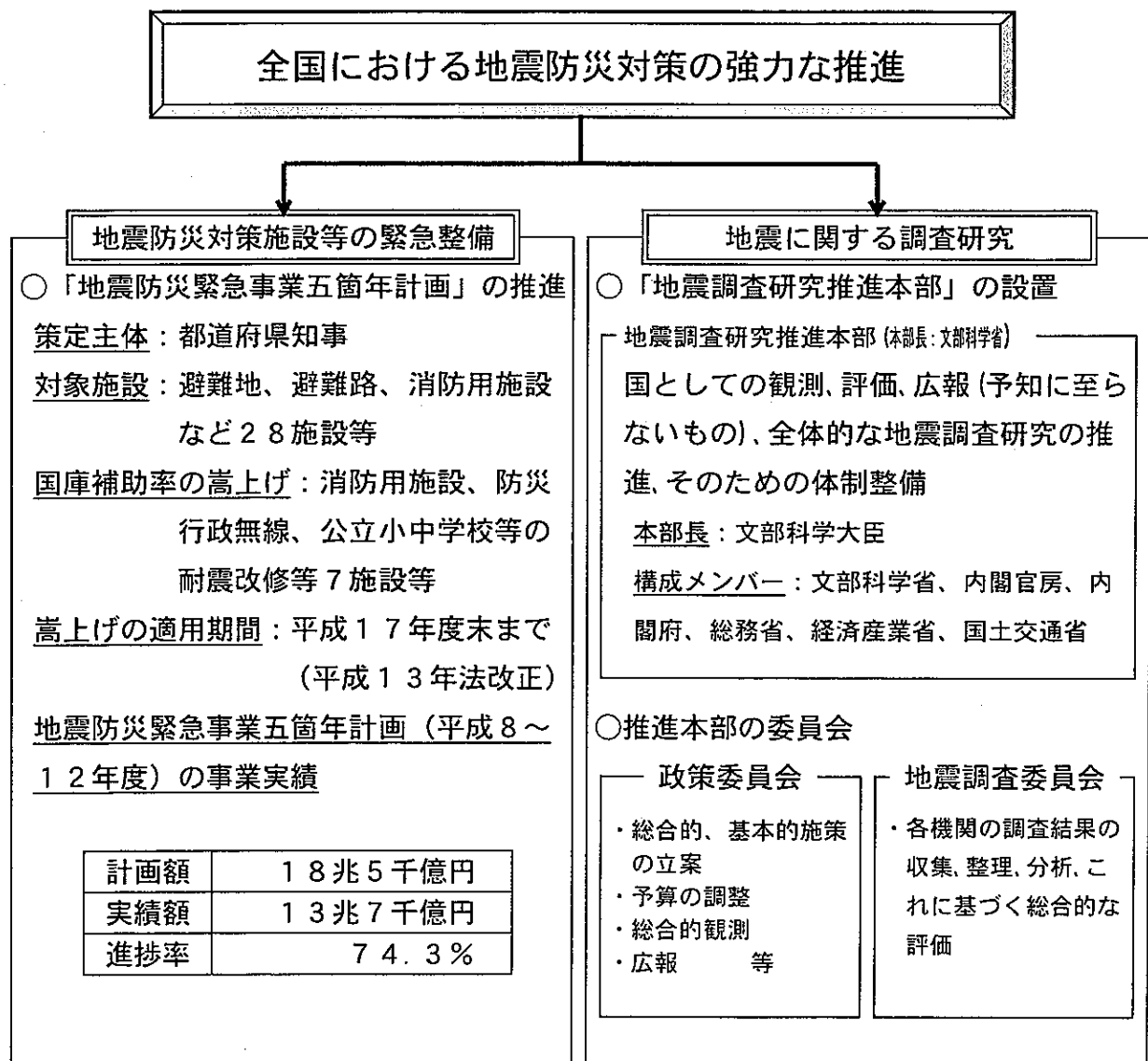


■ 地震防災対策特別措置法の概要

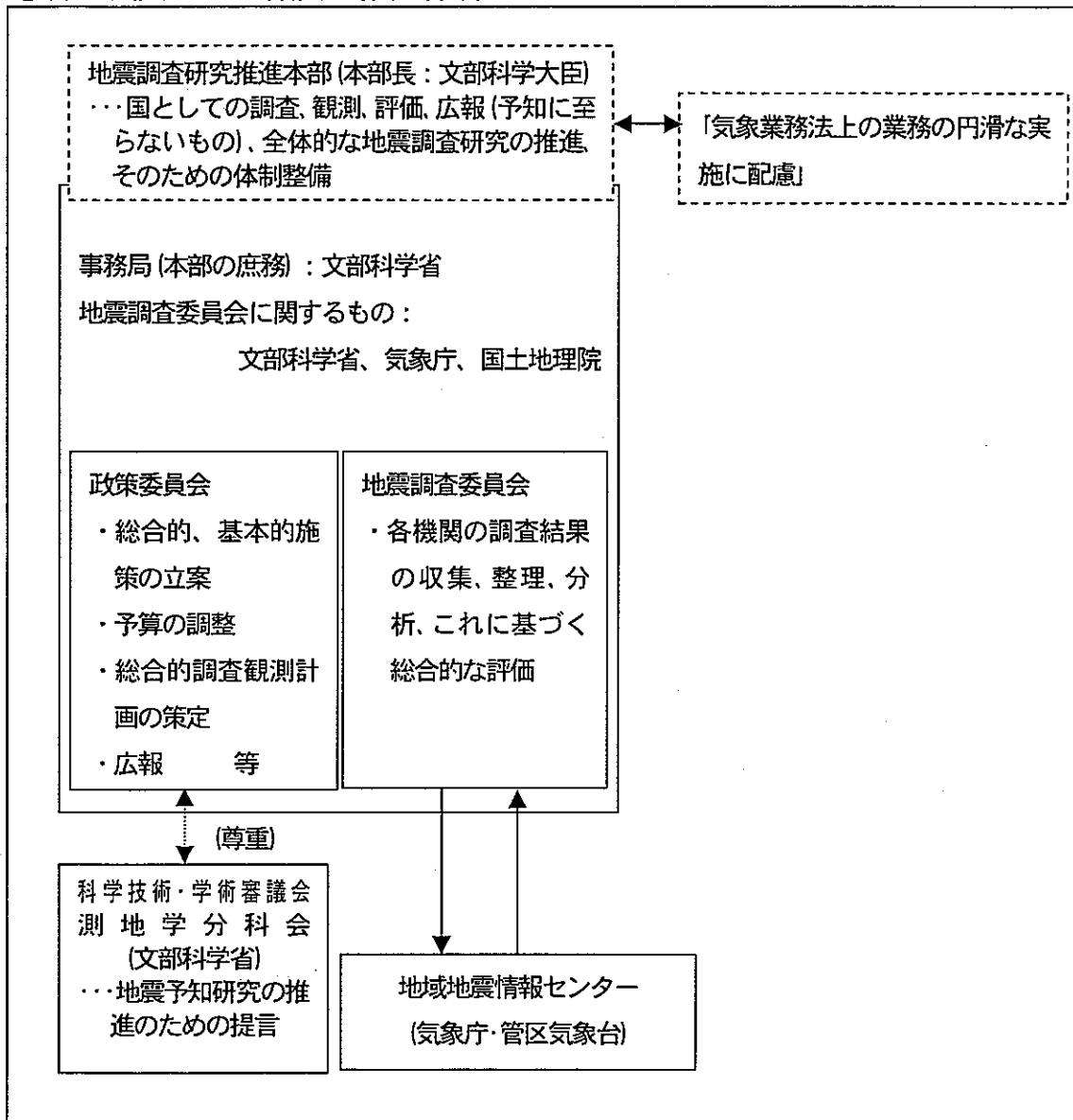
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震に対応するため、平成7年度に地震防災対策特別措置法を制定。

同法に基づき、全国の都道府県において平成8年度を初年度とする「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、防災施設整備の推進を図ってきた。

現在、全都道府県において第2次の五箇年計画を策定中。



○各地震調査研究機関の推進体制



○地震防災緊急事業五箇年計画の執行状況等について

本計画に計上されている事業は、地震防災対策のみを目的とした事業のみではなく、本来、風水害対策や都市基盤整備その他の政策目的ではあるが地震防災対策上有効である事業も含まれている。

(13年10月現在、単位:百万円)

区 分	第1次五箇年計画(H8～H12)			第2次五箇年計画予定額(H13～H17)		
	計画額 (a)	執行額 (b)	進捗率 (b)/(a)	事業規模(単位) (d)	計画予定額 (e)	対第1次計画比 (e)/(a)
1号 避難地	1,462,542	894,890	61.2%	4,330 ha	984,986	67.3%
2号 避難路	1,481,509	1,130,284	76.3%	2,609 km	1,234,044	83.3%
3号 消防用施設	917,213	667,550	72.8%	26,798 箇所	534,511	58.3%
4号 消防活動用道路	168,387	125,063	74.3%	157 km	122,399	72.7%
5号 緊急輸送路等	6,067,258	5,433,158	89.5%		5,490,746	90.5%
5号-1 緊急輸送道路	5,555,626	5,088,171	91.6%	4,722 km	5,200,751	93.6%
5号-2 緊急輸送交通管制施設	23,900	19,126	80.0%	3,007 基	15,464	64.7%
5号-3 緊急輸送ヘリポート	6,327	2,094	33.1%	1 箇所	920	14.5%
5号-4 緊急輸送港湾施設	359,671	219,897	61.1%	110 箇所	202,538	56.3%
5号-5 緊急輸送漁港施設	121,734	103,870	85.3%	68 箇所	71,073	58.4%
6号 共同溝等	261,385	303,032	115.9%	735 km	365,249	139.7%
7号 医療機関	784,899	501,184	63.9%	101 施設	366,727	46.7%
8号 社会福祉施設	482,317	216,828	45.0%	819 施設	272,405	56.5%
9号 公立小中学校	1,359,672	747,884	55.0%	5,921 学校	1,107,094	81.4%
10号 公立盲学校等	84,577	28,117	33.2%	103 学校	33,590	39.7%
11号 公立建造物	24,169	5,048	20.9%	48 施設	3,972	16.4%
12号 海岸・河川施設	235,686	195,265	82.8%	905 箇所	250,958	106.5%
12号-1 海岸保全施設	140,865	117,743	83.6%	198 箇所	182,328	129.4%
12号-2 河川管理施設	94,821	77,522	81.8%	707 箇所	68,630	72.4%
13号 砂防設備等	1,729,574	1,667,468	96.4%	14,133 箇所	1,605,732	92.8%
13号-1 砂防施設等	268,151	261,105	97.4%	2,359 箇所	439,279	163.8%
13号-2 保安施設	409,216	451,625	110.4%	5,898 箇所	322,392	78.8%
13号-3 地すべり防止施設	359,433	342,810	95.4%	1,472 箇所	261,320	72.7%
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設	522,261	484,708	92.8%	3,120 箇所	446,520	85.5%
13号-5 ため池	170,513	127,220	74.6%	1,284 箇所	136,221	79.9%
14号 地域防災拠点施設	162,319	101,715	62.7%	110 箇所	75,042	46.2%
15号 防災行政無線設備	224,276	125,646	56.0%	1,613 箇所	108,009	48.2%
16号 飲料水施設・電源施設等	221,622	130,382	58.8%	425 箇所	85,368	38.5%
17号 備蓄倉庫	17,763	6,679	37.6%	436 箇所	9,829	55.3%
18号 応急救護設備	3,595	724	20.1%	507 組	946	26.3%
19号 老朽住宅密集市街地	2,814,605	1,474,016	52.4%	19,400 ha	1,683,459	59.8%
合 計	18,503,368	13,754,933	74.3%		14,335,065	77.5%

(注1)平成12年度分の執行予定額は当初予算額で計上している。

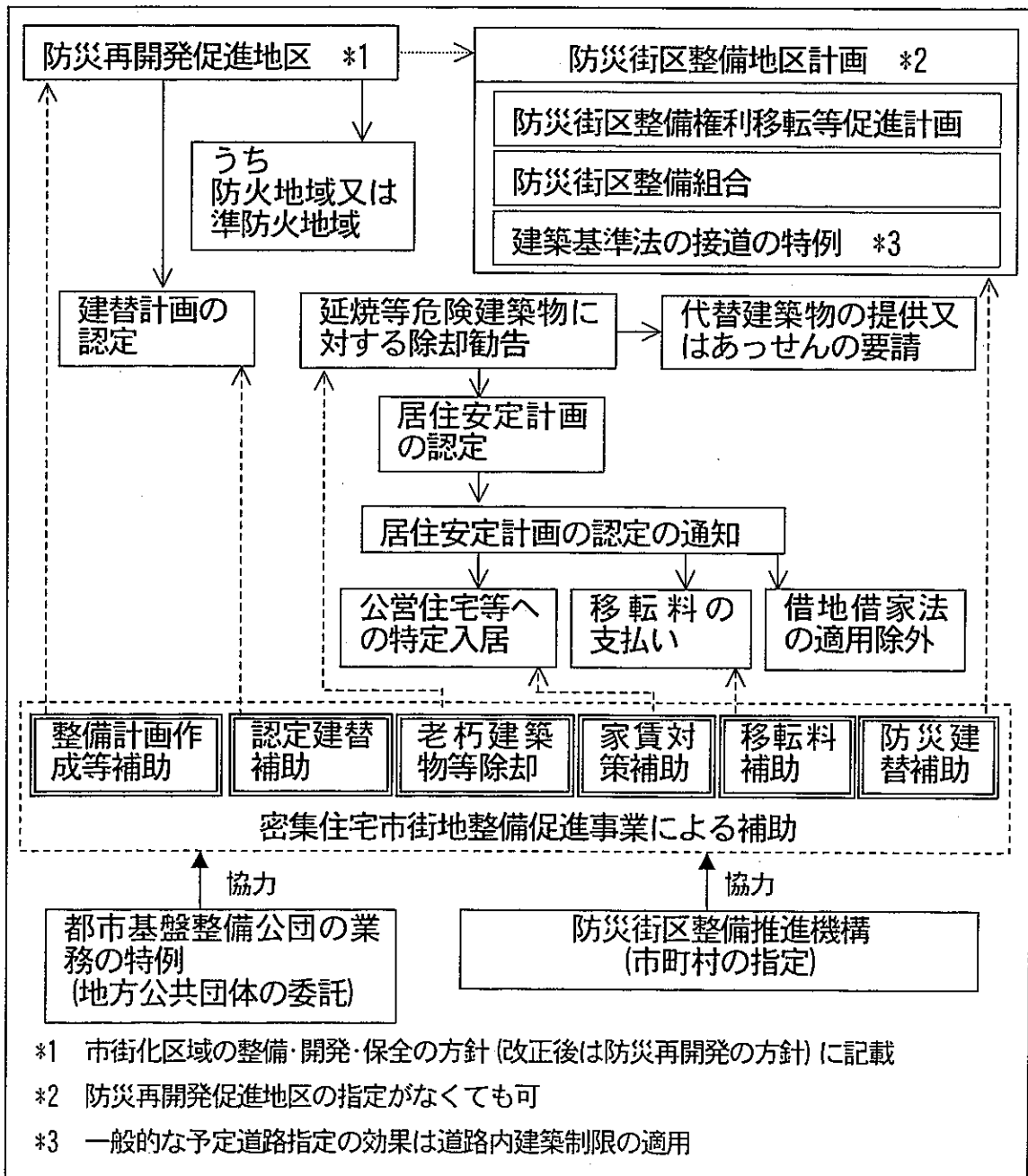
(注2)次期五箇年計画については、8月末現在での概算事業量であり、今後、事業量等の変更がある。

(注3)色つきの事業項目は、地震防災対策特別措置法による嵩上げ対象事業が含まれる項目である。

■ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (密集法)

密集法は、阪神・淡路大震災での大規模火災の発生という教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりを推進するため、老朽住宅等の建て替え促進のための認定・補助制度、延焼危険建築物に対する除却勧告制度などのまちづくりを支援する制度が定められている（平成9年施行）。

○密集法のスキーム



○制度の概要

①対象地区

〈整備計画区域〉(次に掲げる要件に該当する区域)

- a. 下記のいずれかの要件に該当する区域
 - ・三大都市圏(重点供給地域を除く)については概ね20ha以上
 - ・重点供給地域、地方圏については概ね5ha以上
 - ・防災再開発促進地区
- b. 区域の住宅戸数密度が原則として30戸/ha以上

〈事業地区〉(次に掲げる要件に該当する区域)

- ・面積 1ha以上(重点供給地域等の場合は0.5ha以上)
- ・換算老朽住宅戸数 50戸以上(重点供給地域等の場合は25戸以上)
- ・住宅戸数密度と換算老朽住宅戸数の割合が一定の要件を満たすこと

②施行者

地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社等(公団、公社等については整備計画の作成を除く)

③補助内容

- (1) 整備計画作成等
- (2) 老朽建築物等の買収除却
- (3) 地区公共施設(道路、公園、下水道等)、生活環境施設(集会所等)の整備
- (4) 仮設住宅等設置
- (5) 賃貸コミュニティ住宅(従前居住者用住宅)の建設・購入
- (6) 賃貸コミュニティ住宅の用地取得造成
- (7) コミュニティ住宅(借上・分譲)の共同施設整備
- (8) コミュニティ住宅駐車場の整備
- (9) 建替促進(除却、調査設計計画、共同施設整備等)
- (10) 家賃対策補助

■ 建築物の耐震改修促進に関する法律

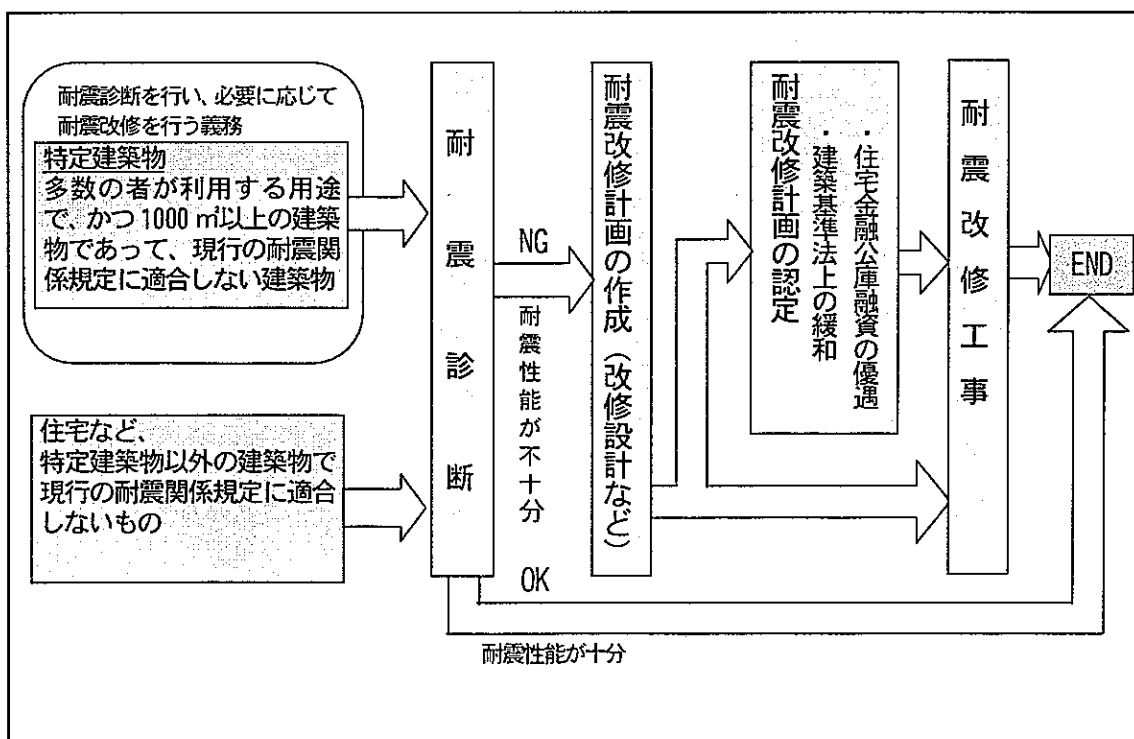
阪神・淡路大震災における建築物の被害状況をみると、特に昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著に見られた。一方、それ以後に建築された建築物の被害の程度は軽かった。

そのため、耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の被害を未然に防止し、建築物の安全性を確保することを目的として「建築物の耐震改修促進に関する法律」が制定された。

○建築物の耐震改修促進に関する法律の概要

学校、病院等の建築物の所有者に対し、耐震診断や、必要に応じて耐震改修を行うことを努力義務としている。

また一定の基準を満たした耐震改修の計画については、建築基準法の特例（既存不適格建築物の制限の緩和等）が受けられるほか、低利融資等の助成制度の活用が可能となる。



■ 災害に係る住家の被害認定基準及び運用指針の策定

災害により被災した場合の被害認定基準については、昭和 43 年 6 月に関係各省庁の統一基準が策定され、運用されてきた。しかし、近年住宅の構造や仕様が変化し、災害による被害の実態に合わないとの指摘がされてきた。

このことから、内閣府では、災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会を設置し、住家の被害認定基準について見直しを行い、あわせてマニュアルとなる被害認定基準運用指針を作成し、平成 13 年 6 月に中央防災会議で了承された。

○新基準及び運用指針のポイント

従来の基準	⇒	新基準及び運用指針のポイント
住家の損壊	⇒	居住のための基本的機能の喪失 被害認定の判断基準に追加 ・建物の傾き ・浸水による断熱材の吸水、床材の膨張等
住家の主要構造部 「主要構造部」	⇒	住家の主要構成要素 「主要な構成要素」 床、内壁、天井、建具、設備等が対象になることを明確に定義
主要構造部の被害額を時価で算定	⇒	主要な構成要素の部位別の損害割合の合計 住家の部位別の損傷率に各々の構成比を乗じて算定したものの合計を損害割合とし、被害の程度の効率的な判定を可能にした。

【参考】 応急危険度判定

応急危険度判定は、余震等による被災建築物の倒壊等による二次災害を防止することを目的として、地方公共団体等が地震後の比較的早い時期に実施する建築物に関する倒壊危険性の判定のことで、正確には、「被災建築物応急危険度判定」という。実際の判定業務は、地方公共団体の依頼要請により民間の応急危険度判定士が行う場合が多い。

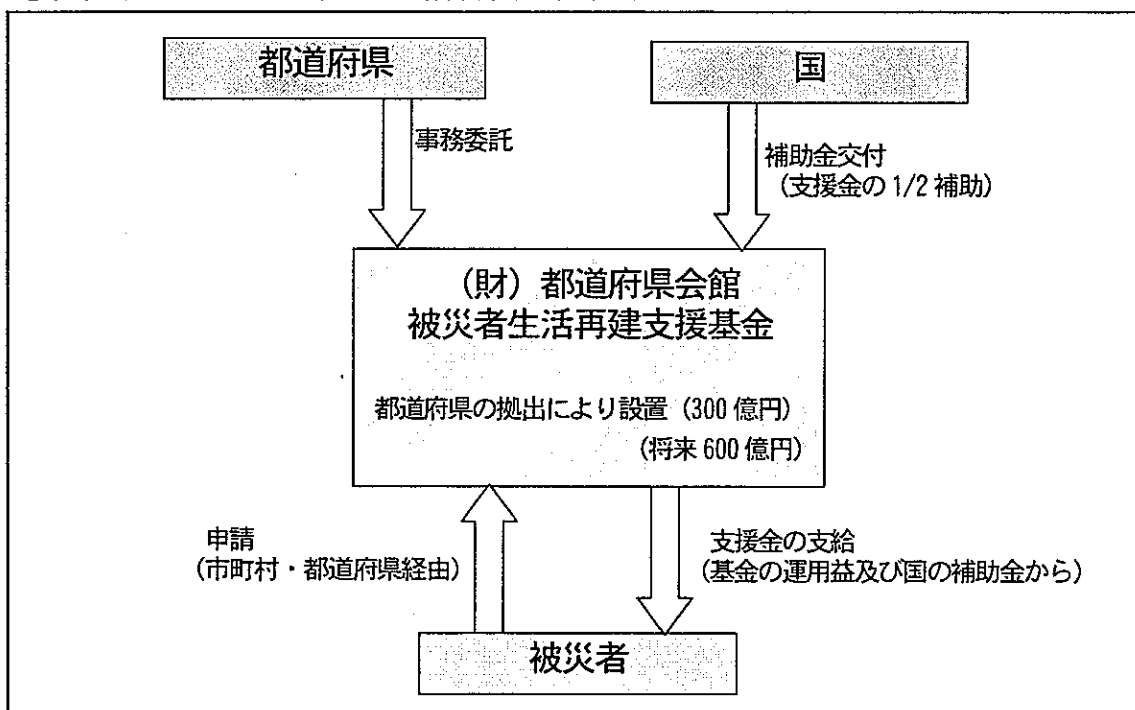
判定調査表をもとに判定を実施し、判定結果は危険（立ち入ることは危険）、要注意（立ち入りには十分注意を要する）、調査済み（被災程度は小さい、建物は使用可能）という三種類のステッカーで、建築物の出入口等の見やすい場所に表示される。

災害応急対策関係	災害応急対策関係	災害応急対策関係
<h2 style="text-align: center;">調査済</h2> <p style="text-align: center;">INSPECTED</p> <p>※この調査結果の範囲を超えては立ち入りできません ※建築物は使用可能です</p>	<h2 style="text-align: center;">要注意</h2> <p style="text-align: center;">LIMITED ENTRY</p> <p>※この調査結果は立ち入りには十分注意を要する ※必要時に避難する場合にはこのステッカーにご注意下さい</p>	<h2 style="text-align: center;">危険</h2> <p style="text-align: center;">UNSAFE</p> <p>※この調査結果は立ち入りは危険です ※立ち入る場合は非常事態に備え、迅速な対応を行う 必要がある場合があります</p>
<p>調査対象</p> <p>住所： _____</p>	<p>調査対象</p> <p>住所： _____</p>	<p>調査対象</p> <p>住所： _____</p>
<p>調査日時 月 日 午時・午後 時 分</p> <p>調査者 _____ 氏 名</p>	<p>調査日時 月 日 午時・午後 時 分</p> <p>調査者 _____ 氏 名</p>	<p>調査日時 月 日 午時・午後 時 分</p> <p>調査者 _____ 氏 名</p>

■ 被災者生活再建支援法

「被災者生活再建支援法」は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自然災害により著しい被害を受け、自力で生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活の開始を支援するために、都道府県が拠出した基金を活用し、その運用益と、国からの補助により、世帯あたり 100 万円を上限として被災者生活再建支援金を支給するものである。

○被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



○被災者生活再建支援金の支給状況（平成13年9月30日現在）

年	法適用年月日	対象災害	対象都道府県名	住宅被害の状況			支援金の支給状況		
				市町村名	全壊世帯数	半壊世帯数	計	既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H11	6/29	6月末豪雨災害	広島県	全県適用	106	78	184	65	53,685
	9/24	台風18号災害	熊本県	全県適用	160	1,733	1,893	106	80,375
			山口県	5市4町	89	1,284	1,373	83	61,471
			愛知県	豊橋市	52	333	385	37	28,545
			福岡県	北九州市	5	109	114	12	6,857
			合 計		306	3,459	3,765	238	177,249
10/28	10月末豪雨災害	岩手県	軽米町	25	5	30	21	17,600	
H12	3/31	有珠山噴火災害	北海道	全道適用	415	437	852	256	205,396
	6/26	三宅島噴火災害	東京都	三宅村	1,972	0	1,972	1,452	1,115,314
	9/11	東海地方豪雨災害	愛知県	5市4町	20	169	189	5	2,910
			岐阜県	上矢作町	11	12	23	5	4,366
			合 計		31	181	212	10	7,276
	10/6	鳥取県西部地震	鳥取県	全県適用	400	2,567	2,967	306	224,317
			島根県	安来市	25	246	271	15	10,224
伯太町				3	211	214	2	1,235	
			小 計		28	457	485	17	11,459
		合 計		428	3,024	3,452	323	235,776	
H13	3/24	芸予地震	広島県	呉市	52	214	266	35	26,400
	9/6	台風16号等豪雨	高知県	土佐清水市	17	222	239	0	0
				大月町	3	5	8	0	0
				小 計	20	227	247	0	0
	9/8		沖縄県	沖縄市	3	1	4	0	0
				渡名喜村	20	30	50	0	0
				小 計	23	31	54	0	0
	9/11		合 計		43	258	301	0	0
平成11年総合計					437	3,542	3,979	324	248,533
平成12年総合計					2,846	3,642	6,488	2,041	1,563,762
平成13年総合計					95	472	567	35	26,400
制度開始時からの総合計					3,378	7,656	11,034	2,400	1,838,696

(注1) 申請開始発災後13ヶ月であるため、今後新たな支給申請が見込まれる。

(注2) 被害の状況は県からの報告による。なお、今後の調査によって変動することもあり得る。

(注3) 有珠山噴火被害における虻田町及び三宅島噴火災害における三宅村の全壊世帯数には、長期避難世帯を含む。

(注4) 東海地方豪雨災害の愛知県は、全半壊世帯のある市町のみ掲載。

(注5) 千円未満を四捨五入した数値である。